

山口県報

令和5年
9月29日
(金曜日)

目次

- 規則
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（健康増進課）……………一
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定（環境政策課）……………二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………三
解除予定保安林（長門市）（森林整備課）……………三
第二種漁港の指定の取消し（漁港漁場整備課）……………三
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（漁港漁場整備課）……………三
港湾区域の定めのない港湾の水域に関する告示の一部改正（港湾課）……………六
- 公告
土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………六
県営豊田中地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………七
基本測量の実施（監理課）……………七
公共測量の実施（二件）（監理課）……………七
公共測量の実施の終了（二件）（監理課）……………七
宇部都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………八
宇部都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………八
建築士の免許の取消し（建築指導課）……………八
○公安委公告
契約の締結……………九



児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条から第八条までを次のように改める。
第二条から第六条まで 削除

（省令第七条第三項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の申請）

第七条 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、省令第七条第三項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び連絡先

二 医療費支給認定保護者が当該申請をしようとする場合にあつては、当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童との続柄

三 当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定患者（以下「認定児童等」という。）の氏名、生年月日及び省令第七条の二十二第四号の受給者番号

四 支払を受けようとする小児慢性特定疾病医療費の額

五 支払を受けるために利用する預貯金口座に係る金融機関及びその店舗の名称、預貯金の種別及び口座番号並びに名義人の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 医療受給者証の写し

二 小児慢性特定疾病医療支援に要した費用の領収書

三 小児慢性特定疾病医療費の支給に相当する健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は地方公務員等共済

組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による高額療養費の支給がある場合にあつては、その支給の決定の通知の写し

- 四 前項第五号に掲げる事項を証する書面
- 五 代理人によつて支払の申請を行う場合にあつては、委任状

（医療受給者証の返納）

第八条 認定児童等が死亡し、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることを中止し、若しくは新たに県の区域外に住所を有することとなつたとき又は医療費支給認定の有効期間が経過したときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者、その遺族若しくは成年後見人は、医療受給者証を速やかに知事に返納しなければならない。第十三条の二から第十三条の七までを削る。

第三十二条第一項中「又は第五項の規定」を「の規定」に、「同条第二項又は第五項」を「同項」に、「徴収し、又は納入義務者に対して支払を命ずる」を「徴収する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「徴収し、又は支払を命ずる」を「徴収する」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三条中「前条第三項」を「前条第二項」に、「徴収し、又は支払を命ずる」を「徴収する」に改める。

六 第十三条の二第一項の小児慢性特定疾患医療給付申請書

七 第十三条の三第二項の小児慢性特定疾患重症患者認定申請書

八 第十三条の四第一項の医療機関追加申請書又は医療機関変更申請書

九 第十三条の七第二項の小児慢性特定疾患医療費支給申請書

第三十六条第一項の表中
削り、同条第二項中「第十三条又は第十三条の六」を「第八条又は第十三条」に改め、「返納する」の下に「医療受給者証又は」を加え、「又は受診券」を削る。
別記第二十一号様式の二から別記第二十一号様式の七までを削る。

附則
この規則は、令和五年十月一日から施行する。



山口県告示第二百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
光市虹ヶ浜二丁目七の二の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

山口県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 所	機 在 地	廃 止 年 月 日
よしづく皮ふ科クリニック	周南市西千代田町一番五号	〃	令和五、七、三二
上田内科・小児科	〃 政所二丁目六番六号	〃	八、三一
まつうら歯科医院	萩市大字古魚店町二七の一	〃	七、三一
ウォンツ西岩国薬局	岩国市錦見六丁目一四番三四号	〃	〃 三〇

山口県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関	所在地	指定年月日
まつうら歯科医院	萩市大字古魚店町二七の一	令和五、八、一
ウォンツ西岩国薬局	岩国市錦見六丁目一四番三四号	七、三一

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
山陽小野田市 山陽小野田市日 の出一丁目一番 一号	山陽小野田市訪 問看護ステ ーション 字東高泊一八六 三の一	令和五、 九、一

山口県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	住所	術者	指定年月日
禱 潤平	萩市大字江向一六五		令和五、七、二六

山口県告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
長門市油谷向津具下字荒神一〇〇六二の九から一〇〇六二の一まで
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第二百七十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、次のとおり第二種漁港の指定を取り消す。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 漁港の名称
野波瀬漁港
- 二 取消年月日
令和五年十月一日

山口県告示第二百七十六号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

六十一 山口県山口北沿岸小島漁港海岸後和田・小網代・西村地区海岸に関する部分を次のように改める。

六十一 (一) 海岸の名称

山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸小島地区海岸後和田・小網代地先海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七の各点を順次結んだ線及び基点七、補助点七の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 長門市三隅中字後和田四一七八番地の一の標柱の位置（北緯三三度二三分〇八秒東経一三二度二三分二一秒）

- 二 基点一から一七三度四二分五〇秒二八・七一メートルの点
- 三 基点二から一七九度三四分一一秒一四八・一七メートルの点
- 四 基点三から一四二度〇八分四〇秒一六七・六五メートルの点
- 五 基点四から一七二度四九分四二秒一六三・八一メートルの点
- 六 基点五から一九五度四一分一二秒五〇・二〇メートルの点
- 七 基点六から一五五度三八分一五秒一四八・二四メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二七八度三四分三六秒二九・九三メートルの点
- 二の一 基点二から二七五度五〇分二一秒五一・七四メートルの点
- 三の一 基点三から二五二度三四分四七秒五三・二五メートルの点
- 四の一 基点四から二五九度三〇分〇九秒五〇・〇八メートルの点
- 五の一 基点五から二七四度一五分三七秒五一・〇一メートルの点
- 六の一 基点六から二六五度三九分四〇秒五三・二二メートルの点
- 七の一 基点七から二八一度五三分五八秒五三・一〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

六十一の二 山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸小丸地区海岸に関する部分を次のように改める。

六十一の二

- (一) 海岸の名称
山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸小丸地区海岸鬼崎・小丸地先海岸
- (二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置

基点

- 一 長門市三隅中字鬼崎三九一三番地の標柱の位置（北緯三四度二二分四二秒東経一三一度一三分二五秒）
 - 二 基点一から二二五度二五分四七秒八七・九七メートルの点
 - 三 基点二から一六〇度四三分五六秒二七六・六四メートルの点
- 補助点
- 一の一 基点一から三四二度一五分三〇秒五〇・四三メートルの点

- 点
- 二の一 基点二から二九五度二〇分〇六秒四七・九二メートルの点
- 三の点
- 三の一 基点三から二九七度〇三分五八秒四九・二四メートルの点

注

1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

六十二 山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸三隅下地区海岸松島地先海岸に関する部分を次のように改める。

六十二

- (一) 海岸の名称
山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸三隅下地区海岸松島地先海岸
- (二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九、補助点九の一、八の一、二の一、一の一、一の四、一の三、一の二、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置

基点

- 一 長門市三隅下字峠一〇九一〇番地の標柱の位置（北緯三四度二三分一九秒東経一三一度一五分二三秒）
 - 二 基点一から二七度四一分〇七秒三五・〇〇メートルの点
 - 三 基点二から一七五度三七分〇〇秒三五・〇〇メートルの点
 - 四 基点三から一七度一七分五〇秒二八・〇〇メートルの点
 - 五 基点四から一七一度〇六分一七秒五七・五二メートルの点
 - 六 基点五から一九七度二九分二九秒一〇五・〇〇メートルの点
 - 七 基点六から二五二度二五分一三秒一四・八五メートルの点
 - 八 基点七から二〇四度四八分五七秒四〇・〇〇メートルの点
 - 九 基点八から一〇九度〇二分五七秒二五・六三メートルの点
- 補助点
- 一の一 基点一から七二度五一分二秒五五・六六メートルの点
 - 一の二 基点一から二七度二〇分〇一秒八一・七一メートルの点
 - 一の三 基点一から一六度五二分三三秒一三九・八八メートルの点

六十二の二 山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸三隅下地区海岸道添・大迫地先海岸に
関する部分を次のように改める。

六十二の二 海岸の名称

(一) 山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸野波瀬地区海岸野波瀬地先海岸
指定区域

- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八の各点を順次結んだ線及び基点一八、補助点一八の一、一七の一、一六の一、一五の一、一四の一、一三の一、一二の一、九の一、七の一、六の一、五の一、四の一、一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 長門市三隅下字道添三八九七番地の一の標柱の位置(北緯三四度二三分〇四秒東経一三一度一五分二四秒)
- 二 基点一から二二一度一三分〇四秒四八・七二メートルの点
- 三 基点二から二二八度二七分五六秒四二・六三メートルの点
- 四 基点三から二二三度二六分四九秒五〇・四六メートルの点
- 五 基点四から三〇七度四五分四二秒四二・五三メートルの点
- 六 基点五から二四九度五二分三三秒二五八・六三メートルの点
- 七 基点六から一八一度〇〇分二六秒一六六・八七メートルの点
- 八 基点七から二四三度一三分一四秒四二・三三メートルの点
- 九 基点八から二六二度三九分四四秒二八一・一三メートルの点
- 一〇 基点九から二九四度四六分三一秒一五二・八五メートルの点
- 一一 基点一〇から三〇六度一〇分四〇秒八〇・一三メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

補助点

- 一の一 基点一から三〇〇度三九分二〇秒二三・四七メートルの点
- 四の一 基点四から〇度三一分三九秒五八・九七メートルの点
- 五の一 基点五から七度二七分〇三秒五三・九七メートルの点
- 六の一 基点六から三〇〇度三三分一五秒六一・九三メートルの点
- 七の一 基点七から二九九度一分三一秒六〇・三三メートルの点
- 九の一 基点九から二度一三分〇八秒五〇・七〇メートルの点
- 一二の一 基点一二から九四度三九分四八秒五一・八二メートルの点
- 一三の一 基点一三から一〇七度一分五二秒五三・八二メートルの点
- 一四の一 基点一四から五二度二八分三九秒六〇・四五メートルの点
- 一五の一 基点一五から三五二度五四分四〇秒五五・四一メートルの点
- 一六の一 基点一六から三五三度一分一四秒五五・四四メートルの点
- 一七の一 基点一七から三六度一八分五一秒五二・三八メートルの点
- 一八の一 基点一八から四五度一二分二四秒五〇・三九メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正す

る法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

六十二の三 山口県山口北沿岸野波瀬漁港海岸三隅下地区海岸野波瀬・新開地先海岸に関する部分を削る。

山口県告示第二百七十七号

港湾区域の定めのない港湾の水域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十四号）の一部を次のように改正し、令和五年十月一日から施行する。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

表仙崎港の項中「小島漁港」を「野波瀬漁港」に改める。



(二七九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
山口北部土地改良区	理事	花田 憲彦	阿武郡阿武町大字奈古一八六三
〃	〃	河原 昇	〃 一〇八七の一
〃	〃	田中 達治	〃 大字木与六八六
〃	〃	岩本 清	〃 大字宇田二二二八の四
〃	〃	中原 孝	〃 大字宇生賀一七八二
〃	〃	藤田 司朗	〃 一三三二

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
山口北部土地改良区	理事	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
〃	〃	山本 好弘	〃 二三八三の二
〃	〃	原 尚徳	〃 大字上田万二一八四の二
〃	〃	村上 孝志	〃 大字須佐三四七四の一
〃	〃	近藤 忠憲	〃 三五七三
〃	〃	波多野 茂	〃 大字片俣一九二
〃	〃	栗田 紀司	〃 一三五九
〃	〃	河村 光佳	〃 大字高佐上一二七
〃	〃	波多野 辰夫	〃 大字高佐下二八二四
〃	〃	浅野 直祐	〃 大字吉部上二二九六
〃	〃	小野 眞治	〃 阿武郡阿武町大字奈古三八四の五
〃	〃	梅津 芳生	〃 萩市大字上田万二二二九
〃	〃	中村 年孝	〃 大字須佐一五六三
〃	〃	金子 誠	〃 大字高佐下八二〇の一
〃	〃	花田 憲彦	阿武郡阿武町大字奈古一八六三
〃	〃	小野 藤男	〃 一〇六一
〃	〃	小田 保	〃 三七九三
〃	〃	岩本 清	〃 大字宇田二二二八の四
〃	〃	中原 孝	〃 大字宇生賀一七八二
〃	〃	藤田 司朗	〃 一三三二
〃	〃	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
〃	〃	山本 好弘	〃 二三八三の二
〃	〃	梅津 芳生	〃 大字上田万二二二九
〃	〃	小田 孝詞	〃 大字須佐三一七
〃	〃	近藤 忠憲	〃 三五七三
〃	〃	大枝 邑	〃 大字片俣一六一六
〃	〃	栗田 紀司	〃 一三五九
〃	〃	河村 光佳	〃 大字高佐上一二七
〃	〃	堀田 安正	〃 大字高佐下一四〇九
〃	〃	浅野 直祐	〃 大字吉部上二二九六
〃	〃	小野 昇	〃 阿武郡阿武町大字奈古二二六の一

〃 〃 〃
大田八十二 萩市大字上田万二七五九
〃 〃 〃
村上 孝志 〃 大字須佐三四七四の一
〃 〃 〃
金子 誠 〃 大字高佐下八二〇の一

(一八〇) 県営豊田中地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営豊田中地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営豊田中地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十月二日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(空中写真撮影)

二 作業の地域

宇部市、山口市、防府市及び美祿市

三 作業の期間

令和五年十月二十三日から令和六年三月三十一日まで

(一八二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岩国土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測深)

二 作業の地域

岩国市及び周南市

三 作業の期間

令和五年八月五日から令和六年三月二十九日まで

(一八三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(GNSS測量)

二 作業の地域

山口市嘉川

三 作業の期間

令和五年九月八日から令和六年三月二十九日まで

(一八四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平生町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
熊毛郡平生町
- 三 作業の期間
令和五年一月二十日から同年三月三十一日まで

(一八五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
阿武郡阿武町大字奈古
- 三 作業の期間
令和五年六月十二日から同年八月三十一日まで

(一八六) 宇部都市計画墓園の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画墓園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称

- 二 宇部都市計画墓園四白石墓園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八七) 宇部都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画火葬場二宇部市新火葬場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八八) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	令和五、九、二一	免許の取消しの理由
中村 聡	二級建築士	九九五六号		死亡

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
集合教育用運転シミュレーター 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年七月三十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 東京都品川区大崎一丁目六番
三号
- 六 落札金額
八千三十七万八千七百六十円
- 七 入札公告日
令和五年六月十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



令和五年九月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁